

「守るのには 気づいたあなたの その勇気」

～11月は児童虐待防止推進月間～

近年、児童虐待に関する相談対応件数は増加しており、特に子どもの命が奪われるなど、重大な事件も跡を絶たない状況です。

このような状況を受け、児童虐待問題に対する社会的関心を高めるため、平成16年度に児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

児童虐待とは、身体的暴力や、長時間の放置、適切な食事を与えないなどのネグレクト、さらには心を傷つける言葉を繰り返し言つたり無視したりする心理的虐待など、いろいろな形態があります。

児童が虐待で死亡する報道を見て、多くの方が「なぜ、そんなことをするの?」と思われるでしょう。しかし、児童虐待は誰にでも起こりうることです。育児の悩みをひとり抱え込んでしまう、一生懸命頑張っているのに子ども

が思うように育つてくれないと、何かしらのストレスから虐待をしてしまうのです。

虐待をする人は、子育てに悩んでいる人であり、援助を求めている人です。このような認識を持つことで、児童虐待の早期発見と早期対応につながり、虐待を受けている子どもとともに加害者も救うことができます。

子どもの様子がおかしい、気になると感じたら、すぐに次の連絡先にお知らせください。

◆連絡先

米子児童相談所

☎ 0859-33-1471

教育委員会事務局

幼児教育課

☎ 0859-54-5219

大山町ふれあい会館

日現在 15歳以上17歳未満の方

第58回鳥取県勤労者美術展作品募集

（出品無料）

◆相談先

大山町ふれあい会館

☎ 0859-54-2395

募 集

第58回鳥取県勤労者美術展作品募集

（出品無料）

鳥取県立夢みなとタワーで
12月11日（日）から行われる
第58回鳥取県勤労者美術展の
出品作品を募集します。

◆対象 県内在住または県内
にお勤めの勤労者の方および
退職者、家族

◆部門 写真・洋画・日本
画・書道

◆受付方
【推薦】11月
1日（火）～
12月16日（金）
【一般】11月
1日（火）～
12月24日（金）
1日（火）～
平成24年1月6日（金）
【試験日】
平成24年1月7日（土）
～9日までの間の指定する1
または組1点

◆出品作品
1部門につき、
2点以内、写真は単2点以内
または組1点

◆出品作品
（未発表作品
のもの）

◆受付期間
10月1日（土）
～11月30日（水）
【一般】平成24年1月14日（土）
◆身分 特別職国家公務員
(生徒) ※自衛官ではありません。
せん。



試 験

陸上自衛隊高等工科学校（推薦・一般）募集

◆受験資格 平成24年4月1日現在 15歳以上17歳未満の方

平成23年10月29日から、鳥取県最低賃金が1時間646円に改正されます。鳥取県最低賃金は、業種や規模および常用、臨時、アルバイト・パートタイマーなどの雇用形態にかかわらず、県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

◆問い合わせ先
鳥取労働局労働基準部賃金室

☎ 0857-29-1705



お知らせ

鳥取県最低賃金が改正されます

平成23年10月29日から、鳥

取県最低賃金が1時間646円に改正されます。鳥取県最

低賃金は、業種や規模および常用、臨時、アルバイト・パー

トタイマーなどの雇用形態に

かかわらず、県内の事業所で

働くすべての労働者とその使

用者に適用されます。

◆問い合わせ先
鳥取労働局労働基準部賃金室

☎ 0857-29-1705

◆場所 鳥取地方法務局米子支局

◆内容 遺言、相続、登記、戸籍、人権、供託、心配など何でも相談に応じます。

◆問い合わせ先
鳥取地方法務局米子支局総務課

☎ 0859-22-6161

法務局サンデー相談所

◆日時 11月20日（日）
10時～16時

◆場所 鳥取地方法務局米子支局

◆内容 遺言、相続、登記、戸籍、人権、供託、心配など何でも相談に応じます。

◆問い合わせ先
鳥取地方法務局米子支局総務課

☎ 0859-33-2440

◆問い合わせ先
鳥取地方法務局米子支局総務課

☎ 0859-54-4188

◆問い合わせ先
鳥取地方法務局米子支局総務課

☎ 0859-33-2440